

令和元年 12 月 17 日

【照会先】

医薬・生活衛生局総務課

課長補佐 上木 義博（内線 2714）

課長補佐 太田 美紀（内線 2711）

（代表電話） 03(5253)1111

（直通電話） 03(3595)2377

報道関係者 各位

薬剤師に対する行政処分について

厚生労働省は昨日、医道審議会薬剤師分科会薬剤師倫理部会における薬剤師の行政処分の答申を受け、別紙のとおり、7名の薬剤師に対して、業務停止の行政処分を行うこととしましたので、お知らせします。

薬 剤 師 の 行 政 処 分 一 覧

番号	被処分者の氏名等	処分内容	処 分 の 理 由
1	よしだ みのる 吉田 稔 (55 歳) 広島県呉市	令和元年 12 月 31 日から 2 月間の業務停止	(麻薬及び向精神薬取締法違反) 当人は、平成 30 年 1 月 10 日、勤務先薬局において、麻薬取扱者として管理すべきオキシコンチン錠 49 錠等医療用麻薬合計 97 点を、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して保管せず、無施錠の薬品棚内に入れて保管していた。 このため、「麻薬及び向精神薬取締法違反」により呉簡易裁判所から罰金 20 万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第 5 条第 3 号の規定に該当するに至ったので、同法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
2	むらた ゆうじ 村田 雄嗣 (63 歳) 山口県大島郡	令和元年 12 月 31 日から 1 月間の業務停止	(道路交通法違反) 当人は、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成 29 年 4 月 19 日午前 9 時 40 分頃、山口県内の道路において普通乗用自動車運転した。 このため、「道路交通法違反」により宇部簡易裁判所から罰金 30 万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第 5 条第 3 号の規定に該当するに至ったので、同法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
3	さつき ウイルクソン 五月 (59 歳) 長崎県長崎市	令和元年 12 月 31 日から 1 月間の業務停止	(道路交通法違反) 当人は、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成 30 年 10 月 18 日午前 1 時 18 分頃、長崎県内の道路において普通乗用自動車運転した。 このため、「道路交通法違反」により島原簡易裁判所から罰金 30 万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第 5 条第 3 号の規定に該当するに至ったので、同法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
4	すずき たえこ 鈴木 妙子 (39 歳) 山梨県大月市	令和元年 12 月 31 日から 1 月間の業務停止	(道路交通法違反) 当人は、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成 29 年 10 月 12 日午後 11 時 48 分頃、山梨県内の道路において普通乗用自動車運転した。 このため、「道路交通法違反」により甲府簡易裁判所から罰金 50 万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第 5 条第 3 号の規定に該当するに至ったので、同法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。

番号	被処分者の氏名等	処分内容	処 分 の 理 由
5	きくち よしあき 菊地 欣昭 (60 歳) 静岡県伊豆市	令和元年 12 月 31 日から 2 年間の業務停止	(業務上横領) 当人は、医療法人の薬局長として、同法人が経営する病院及び老人保健施設で使用する医薬品の保管、管理等の業務に従事していた者であるが、平成 22 年 4 月 8 日頃から平成 23 年 3 月 3 日頃までの間、同病院薬局内で、同病院及び同施設のため業務上預かり保管していたアレジオン 20mg 合計 25 箱(仕入額合計 398 万 2,025 円)を、医薬品取扱業者に売却してその売却代金を自己の用途に充てる目的で、前後 25 回にわたり、同病院から持ち出して横領した。 このため、「業務上横領」により東京高等裁判所から懲役 1 年 6 月の判決を受け、その刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第 5 条第 3 号の規定に該当するに至ったので、同法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
6	ほりぐち ひろふみ 堀口 博文 (62 歳) 神奈川県横浜市	令和元年 12 月 31 日から 3 年間の業務停止	(業務上横領) 当人は、 第 1 平成 24 年 1 月下旬頃から同年 3 月中旬頃までの間、多数回にわたり、勤務先の薬局において、同店のため業務上預かり保管中の医薬品合計 2 万 7,140 錠(時価合計約 354 万 862 円相当)を、いずれも、自己の用途に充てる目的で、着服して横領した。 第 2 平成 24 年 7 月下旬頃から同年 11 月上旬頃までの間、多数回にわたり、同店において、同店のため業務上預かり保管中の医薬品合計 3 万 2,196 錠(時価合計約 453 万 1,108 円相当)を、いずれも、自己の用途に充てる目的で、着服して横領した。 第 3 平成 25 年 3 月下旬頃から同年 12 月中旬頃までの間、多数回にわたり、同店にいて、同店のため業務上預かり保管中の医薬品合計 9 万 4,779 錠(時価合計約 1,451 万 7,087 円相当)を、いずれも、自己の用途に充てる目的で、着服して横領した。 第 4 平成 26 年 1 月下旬頃から同年 4 月中旬頃までの間、多数回にわたり、同店において、同店のため業務上預かり保管中の医薬品合計 9,590 錠(時価合計約 168 万 5,745 円相当)を、いずれも、自己の用途に充てる目的で、着服して横領した。 このため、「業務上横領」により静岡地方裁判所浜松支部から懲役 3 年 2 月の判決を受け、その刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第 5 条第 3 号の規定に該当するに至ったので、同法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
7	あさか ひろひと 浅賀 彦人 (43 歳) 静岡県袋井市	令和元年 12 月 31 日から 2 年間の業務停止	(公然わいせつ) 当人は、平成 31 年 3 月 28 日午前 11 時 27 分頃、静岡県内の歩道において、不特定多数の者が容易に認識し得る状態で、自己の下半身を露出した。 このため、「公然わいせつ」により島田簡易裁判所から罰金 30 万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第 5 条第 3 号の規定に該当するに至ったので、同法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。

(参 考)
薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)(抄)
第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
一～二(略)
三 罰金以上の刑に処せられた者
四 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者
第八条 薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。
一 戒告
二 三年以内の業務の停止
三 免許の取消し
2～18(略)